

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
改正労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日付改正労働者派遣法施行に伴い、当社の令和4年度におけるマージン率等を公開いたします。

事業所名	派遣労働者数	(内 無期雇用者)	派遣先数 (当該事業年度)	派遣料金 (1日8H平均)	賃金 (1日8H平均)	マージン率
		(内 有期雇用者)				
札幌営業所	25名	0名	3件	¥22,095	¥9,339	57.7%
		25名				
盛岡営業所	1名	0名	1件	¥15,130	¥9,974	34.1%
		1名				
多賀城営業所	4名	4名	4件	¥16,628	¥13,626	18.1%
		0名				
埼玉営業所	3名	0名	1件	¥15,515	¥12,132	21.8%
		3名				
千葉営業所	1名	1名	1件	¥19,477	¥13,514	30.6%
		0名				
東京社会営業所	3名	1名	2件	¥19,816	¥13,119	33.8%
		2名				
松本営業所	0名	0名	0件	—	—	—
		0名				
名古屋営業所	6名	2名	2件	¥12,954	¥9,512	26.6%
		4名				
兵庫営業所	9名	6名	3件	¥16,488	¥12,866	22.0%
		3名				
広島営業所	6名	1名	5件	¥16,100	¥11,584	28.0%
		5名				
嬉野営業所	19名	2名	8件	¥11,882	¥8,849	25.5%
		17名				
鹿児島営業所	6名	1名	4件	¥14,766	¥10,526	28.7%
		5名				

(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【労使協定の締結範囲】

労働者派遣業務に従事する全社員（労使協定方式）
(除:埼玉の各営業所)

【労使協定の有効期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)

【教育訓練に関する事項】

就業前の就業規則や安全衛生等を主軸とする派遣就業時研修及び個人情報保護研修をはじめとし、業務内容に応じて業務研修、マナー(接遇)研修等を行います。

【その他参考と認められる事項】

マージンには、社会保険料、定期健康診断料、福利厚生費、研修費、当社エリアマネージャーの人件費や事務所維持運営費等を含みます。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

労働者派遣事業許可番号

派13-010449

有料職業紹介事業許可番号

13-ユ-010479

(東京社会営業所のみ)